

# 節税レポート



平成 18年 9月号

発行日 2006.9.1

## 今月のテーマ 税額控除

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

### 1 税額控除

社会・経済政策を推進するため、税制面から企業を援助する方法の一つです。法人税額から一定額を控除する制度です。これらのうちから、幾つかを取り上げてみました。

### 2 教育訓練費の税額控除

中小企業者の場合

教育訓練費に次の率を乗じた額を法人税から控除する。  
(ただし、法人税額の10%が上限)

- 1) 教育訓練費の増加率が40%以上の場合 20%
- 2) 教育訓練費の増加率が40%未満の場合 増加率×0.5

発行 岡崎駿志税理士事務所  
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203  
TEL 03(5287)6818  
FAX 03(5287)6819  
Eメール okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp  
URL [www.kaikei-home.com/okazaki-office](http://www.kaikei-home.com/okazaki-office)

## 計算例

- |    |                |       |
|----|----------------|-------|
| 1) | 前2年間の教育訓練費の平均額 | 200万円 |
| 2) | 当期の教育訓練費の額     | 270万円 |
| 3) | 当期の法人税の額       | 350万円 |

a 教育訓練費の増加率  
 $(270-200) \div 200 = 35\%$

b 控除率  
 $35\% \times 0.5 = 17.5\%$

c 控除額  
 $270 \times 17.5\% = 47.25$  ①

$350 \times 10\% = 35$  ②  
(法人税額)



控除額は①だが②が上限のため、当期の控除額は35万円となります。

## 3 中小企業投資促進税制

### 1) 機械装置等をリースした場合

中小企業者等が電子計算機など、特定の機械装置等をリースし、事業の用に供した場合には、税額控除を受けることができる。

- a. 対象リース
- |      |         |         |
|------|---------|---------|
| 機械装置 | リース費用総額 | 210万円以上 |
| 器具備品 | リース費用総額 | 160万円以上 |

b. 税額控除額 = リース費用総額  $\times$  60%  $\times$  7%  
(ただし、法人税額の20%が上限)

## 2) 特定の機械装置等を取得した場合

中小企業者の内、資本金3,000万円以下の法人が特定の機械装置等を取得した場合には、税額控除を受けることができる。

### a. 対象資産

機械装置 取得価額 160万円以上

器具備品 取得価額 120万円以上

### b. 税額控除額 = 取得価額 × 7%

(ただし、法人税額の20%が上限)

2)は、特別償却との選択になっていますので、どちらが有利か良く比較検討する必要があります。

## 4. 試験研究費の総額に係る税額控除

### 1) 対象法人 青色申告法人

### 2) 税額控除額 = 試験研究費の総額 × 税額控除割合

(ただし、法人税額の20%が上限)

事業年度	試験研究費割合	税額控除割合
H18.3.31までに 開始する各事業 年度	10%以上	12%
	10%未満	(試験研究費割合 ×0.2) + 10%
H18.4.1以後 開始する各事業 年度	10%以上	10%
	10%未満	(試験研究費割合 ×0.2) + 8%

